

おくやみ窓口、試行運用はじめます！

東浦町では、ご家族等身近な方が亡くなられた際に、ご遺族の方が行う役場での手続きの不安や負担を軽減するため、試行的に予約制の「おくやみ窓口」を設置することとしました。「おくやみ窓口」は役場で必要な手続きの案内や受付をワンストップで行う窓口です。

- 予約受付開始日 2024 年 8 月 1 日（木）から
- 窓口対応開始日 2024 年 8 月 7 日（水）から
- 窓口設置場所 東浦町役場住民課
- 窓口開設日時 平日午前 10 時～、午後 1 時 15 分～、午後 3 時～（1 日 3 枠）
- 予約方法 来庁予定日の 4 開庁日前までに電話予約
- 対象 死亡時に町内に住民登録があった方の相続人
- 期待できる効果 窓口のワンストップ化により、手続きにかかる時間を短縮
申請書類に亡くなられた方や、申請者の住所、氏名等を印字したものを事前に用意することで、書類の記入量を削減
- 内容
 - ①予約方法 住民課へ電話予約
 - ②窓口対応 関係課の職員が入れ替りに対応
 - ③申請書類 関係課が事前に用意
- 他市町の状況
知多 5 町では初めての取り組みです。（知多 5 市は設置済み）

■問い合わせ

東浦町住民課 ☎0562-83-3111(内線 157) 担当：齊藤